二　判定法人（次に掲げる法人に該当するものに限る。以下この号において同じ。）の判定対象年度開始の日において判定法人の移行日（次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める日をいう。第四号において同じ。）の翌日以後三年を経過していないこと。

イ　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

ロ　公共法人に該当していた普通法人又は協同組合等　当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第二十七条の四第二十六項を同条第十八項とし、同条第二十七項第一号中「前項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項第二号中「前項第二号に掲げる事由に該当する」を「前項第三号に掲げる事由に該当する」に、「第三号又は第四号」を「第二号、第四号又は第五号」に改め、同号イ中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「前項第四号」に、「同項第四号又は第五号」を「同項第二号、第五号又は第六号」に改め、同項第四号中「前項第四号」の下に「に掲げる事由に該当する場合（同項第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。）又は同項第五号」を、「同項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同号イ(1)中「金額（」を「金額（その各基準年度のうち判定法人が公共法人に該当していた事業年度にあつては零とし、」に、「あつては、」を「あつては」に、「限る」を「限るものとする」に、「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同項第五号中「前項第五号」を「前項第六号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十八項第一号ハ(2)中「第三十項」を「第二十二項」に改め、同項第三号中「法人税法第二条第五号に規定する」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第二十九項中「第二十七項」を「第十九項」に改め、「被合併法人等が」の下に「同項の対象特定合併等の日以前に開始した各事業年度において」を加え、「該当する」を「該当していた」に改め、「おける当該被合併法人等の」の下に「当該事業年度の」を加え、「応じ当該被合併法人等の」を「応じ」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「公益法人等又は内国法人である」を「内国法人である公益法人等又は」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　公共法人　零

第二十七条の四第二十九項を同条第二十一項とし、同条第三十項中「（第二十八項第一号ハ(2)」を「（第二十項第一号ハ(2)」に、「第二十七条の四第二十八項第一号ハ(2)」を「第二十七条の四第二十項第一号ハ(2)」に、「同条第二十八項第五号イ」を「同条第二十項第五号イ」に、「同条第二十項第五号ロ」を「同条第二十一項第五号ロ」に、「同条第二十八項第五号ハ」を「同条第二十項第五号ハ」に、「同条第三十項」を「同条第二十二項」に、「第二十七条の四第二十六項第一号」を「第二十七条の四第十八項第一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十一項中「第二十八項第一号ニ」を「第二十項第一号ニ」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十二項第一号に次のように加える。

ハ　福島国際研究教育機構

第二十七条の四第三十二項第三号中「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に、「その発行する株式の全部又は一部が同法第十七条第一項に規定する認定特定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるものその他これに準ずる者で財務省令で定める」を「その設立の日以後の期間が十五年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たす」に改め、同項第四号中「大学等」の下に「、特定新事業開拓事業者」を加え、同項第五号中「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同項第十号中「新事業開拓事業者等に委託する試験研究のうち」を「特定新事業開拓事業者に委託する試験研究のうち」に、「新事業開拓事業者等との」を「特定新事業開拓事業者との」に、「新事業開拓事業者等が」を「特定新事業開拓事業者が」に改め、同号イ中「第十二号まで」を「この項」に、「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同号ロ及び同項第十二号中「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同項に次の一号を加える。

十五　次に掲げる要件の全てを満たす試験研究

イ　当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）又は使用人である次に掲げる者（ロ(1)及びハにおいて「新規高度研究業務従事者」という。）に対して人件費を支出して行う試験研究であること。

(1)　博士の学位を授与された者（外国においてこれに相当する学位を授与された者を含む。）で、その授与された日から五年を経過していないもの

(2)　他の者（第三号イからハまでに掲げるものを除く。）の役員又は使用人として十年以上専ら研究業務に従事していた者で、当該法人（同号イからハまでに掲げるものを含む。）の役員又は使用人となつた日から五年を経過していないもの

ロ　当該法人の当該事業年度の新規高度人件費割合（(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合をいう。ロにおいて同じ。）を当該事業年度の前事業年度の新規高度人件費割合で除して計算した割合が一・〇三以上である場合又は当該法人の当該事業年度の前事業年度の新規高度人件費割合が零である場合（当該事業年度又は当該前事業年度の(2)に掲げる金額が零である場合を除く。）に当該事業年度において行う試験研究（工業化研究に該当するものを除く。）であること。

(1)　試験研究費の額（工業化研究に該当する試験研究に係る試験研究費の額を除く。）のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額

(2)　試験研究費の額のうち当該法人の役員又は使用人である者に対する人件費の額

ハ　次に掲げる要件のいずれかに該当する試験研究であること。

(1)　その内容に関する提案が広く一般に又は広く当該法人の使用人に募集されたこと。

(2)　その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであること。

(3)　その試験研究に従事する者が広く一般に又は広く当該法人の使用人に若しくは広く当該法人の役員及び使用人に募集され、当該試験研究に従事する新規高度研究業務従事者がその募集に応じた者であること。

第二十七条の四第三十二項を同条第二十四項とし、同条第三十三項第一号中「法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額（次号及び第四号において「」及び「」という。）」を削り、同項第四号中「もの」の下に「（第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　前項第十五号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る同号ロ(1)に掲げる金額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く。）

第二十七条の四第三十三項を同条第二十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

26　法第四十二条の四第十九項第十三号に規定する政令で定める金額は、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収益の額（営業外の収益の額とされるべきものを除く。）として所得の金額の計算上益金の額に算入される金額とする。

第二十七条の四第三十四項を削り、同条第三十五項中「第四十二条の四第十九項第十四号」を「第四十二条の四第十九項第十三号」に、「及び当該適用年度（同条第八項第三号」を「（同条第十九項第十三号に規定する売上金額をいう。以下この条において同じ。）及び当該適用年度（法第四十二条の四第八項第三号」に、「第三十七項まで」を「この条」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十六項中「、被現物出資法人又は被現物分配法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第一号中「合併等で」を「合併等（合併、分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）で」に改め、「（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）」を削り、「次項第二号」を「第三十項第二号」に、「、現物出資法人又は現物分配法人をいう。次号」を「又